

川崎市中原区社会福祉協議会 ボランティア銀行なかはら運営委員会
区社協会員(当事者団体・ボランティア団体)福祉活動助成要領

1. 趣旨

川崎市中原区社会福祉協議会（以下「本会」という。）ボランティア銀行なかはら運営委員会設置要綱第4条第1項に基づき、年末たすけあい運動配分金により、本会会員のグループ及び福祉団体が行う自主的な地域福祉活動の育成支援として、助成金を交付するのに必要な事項を定めるものとする。

2. 助成対象

年間の事業計画及び自主財源を基盤とした予算が明らかとなっており、中原区内で福祉領域の活動をし、自主運営を行っている本会第9種(当事者団体)及び第10種(ボランティア団体)会員とする。

3. 助成額

- (1) 助成額は、原則として本会の予算の範囲内において、1グループ・団体につき1万円～5万円とする。なお、国・県・市等の公的な補助や助成を受けている場合は、その占める割合により、調整するものとする。
- (2) 助成額の決定は、運営委員会にはかり運営委員長が行う。

4. 助成金の使途

この助成は、自主的な活動に対するものであり、その使途については、概ね次の内容のものとする。ただし、人件費充当は対象外とする。

- (1) 学習会、講演会等の開催にかかる諸経費の一部及び機材購入にかかる経費の一部。
- (2) 年次活動経費の一部。
- (3) その他運営委員長が適当と認める経費の一部。

5. 申請方法及び報告

- (1) 別紙「申請書」に所定の事項を記入し、関係書類（事業計画・予算書・事業報告書・決算書・会則・会員名簿）を添付の上、運営委員長に提出するものとする。
- (2) 助成を受けたグループ・団体は、当該年度事業終了後、本会が指定する日までに所定の「報告書」を運営委員長に提出するものとする。

6. その他

- (1) この助成金は申請書の内容に変更・取消またはこの要領と合わない部分が生じた場合は、運営委員長あて報告し、指示をあおがなければならない。その場合、助成金の一部もしくは全額を返還させることがある。
- (2) 年度事業途中においても、助成金の関わる事業について、助成を受けたグループ・団体に対し状況を聞くとともに、助言を行うことができる。
- (3) その他この要領に定めるものの他、必要な事項は運営委員長が別に定める。

付則	この要領は、平成16年10月29日より施行する。
	この要領は、平成19年 4月 1日より施行する。
	この要領は、平成21年 6月 1日より施行する。
	この要領は、令和 2年 4月 1日より施行する。